

(学習の評価)

第18条 学習の評価は下記の試験により行う。

- (1) 前期試験
- (2) 後期試験

ただし、校長が試験により難いと認める授業科目については他の方法により行うことができる。

(評価基準・科目修得の認定)

第19条 学習の評価は学校で行う授業科目については、各期の所定授業時間数の3分の2以上に出席した場合に評価を受けることができる。科目修得の認定は各科目の行う試験に合格した場合に認定される。

2 実習は所定実習時間数の5分の4以上出席した場合に評価を受けることができる。科目修得の認定は必要な技術を習得したことが認められた場合に認定される。ただし、実習を受けた時間が所定の5分の4に満たない場合は追実習を行うことにより、評価を受けることができる。

3 試験の評価は素点とし、100点満点中60点以上をもって合格とする
ただし、素点には教科担当者の裁量により出席状況及び平常学習の評価を考慮することができる。

4 校長は教育上有益と認めるときは、理学療法学科の「基礎分野」及び「専門基礎分野」に限り、本校入学前に学校教育法1条に定める大学又は厚生労働大臣が指定した学校において履修した授業科目について、修得した単位又は学修した内容を本校における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

(追試験)

第20条 疾病その他やむを得ない理由により、第18条に定める試験に欠席した者は、追試験を受けることができる。ただし評価は2割を減じて算定し、60点以上を合格とする。

(再試験)

第21条 校長は、試験の評価が良好でないと認められる学生に対して、再試験を行うことができる。ただしその評価は、得点が60点以上であっても60点とする。

(不正行為)

第22条 試験中に不正行為が認められた場合は、直ちに受験を中止させる。当該科目は無効とし、別に懲戒処分を行う。

(転入学)

第23条 本校への転入学については、設置課程・学科に欠員があり校長がやむを得ない理由があると認めた場合は、同課程同学科のものに限り試験の結果により許可することがある。なお、転入学に係る手続き等は、本則第12条乃至第17

条の規定の他、別途定める細則に拠るものとする。

(欠席)

第 24 条 疾病その他やむを得ない事由により欠席する者は、その事由を明記して校長に提出しなければならない。

(休学)

第 25 条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の届出用紙にその事由を明記して保証人連署の上、休学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 その事由が疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学期間は通算して各科の修業年限を超えることができない、また在学年数は休学期間を含め修業年限の 2 倍を超えることはできない。

(停学)

第 26 条 学則ならびに細則に違反し、本校学生としての本分に反した行為があった場合は、停学させることができる。

(復学)

第 27 条 休学または停学期間が終了した場合には、復学願を提出して校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 28 条 授業料等の学費が納付期日までに納入されず、その後においても納入意思がないと判断された者は除籍とする。

(退学)

第 29 条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事由を明記して保証人連署の上、退学願を提出し、校長の許可を得なければならない

(進級・卒業)

第 30 条 各学年の進級又は卒業の認定は、所定の科目を履修して修得を認定された者について校長が行う。

2 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

3 前項により、医療専門課程理学療法学科を修了した者は専門士(医療専門課程)、社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者は専門士(社会福祉専門課程)と称することができる。

(資格)

第 31 条 本校理学療法学科を卒業した者は、「理学療法士及び作業療法士法」に定める「理学療法士国家試験受験資格」が、また歯科衛生学科を卒業した者は「歯科

衛生士法」に定める「歯科衛生士国家試験受験資格」が授与される。